

湯河原町温泉事業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年 9 月 12 日

湯河原町長

内 藤 喜 文

湯河原町条例第 23 号

湯河原町温泉事業条例の一部を改正する条例

湯河原町温泉事業条例（昭和36年湯河原町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項第1号中「9,340円」を「10,340円」に改め、同項第2号中「10,310円」を「11,310円」に改め、同項第3号中「11,270円」を「12,270円」に改める。

第26条の表中「98円」を「107円」に、「160円」を「174円」に、「249円」を「271円」に、「343円」を「374円」に、「386円」を「421円」に、「413円」を「450円」に、「49円」を「53円」に、「80円」を「87円」に、「19,340円」を「21,080円」に、「22,290円」を「24,300円」に、「25,070円」を「27,330円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（温泉買上料に関する経過措置）

2 改正後の第8条の規定は、令和8年4月1日以後の計量に係る温泉買上料について適用し、同年3月31日までの計量に係る温泉買上料については、なお従前の例による。

（温泉使用料金に関する経過措置）

3 改正後の第26条の規定は、令和8年4月のメータの点検日後の配湯に係る温泉使用料金について適用し、当該メータの点検日までの配湯に係る温泉使用料金については、なお従前の例による。